

令和7年第4回金沢市農業委員会総会

議 事 錄

1 日 時 令和7年4月28日（月）午後3時～午後4時

2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室

3 議 件 「令和7年第4回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり

4 出 席 者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局3名)

5 議 事 別紙のとおり

令和7年第4回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穂	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	×
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	大井川事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	畠山係長

	氏名・役職

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和7年第4回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、この度の人事異動により、農業委員会事務局へ配属されました職員を紹介いたします。</p> <p>(人事異動の紹介)</p>
事務局	(職員挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、堀越委員と、北山委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞ</p>

	れ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われますがいかがでしょうか。
	(異議なしの声)
会長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。
川端副会長	円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和7年第3回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和7年第3回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。 農地法第3条許可申請11件については、3月26日付で許可書を交付しております。 農地法第4条許可申請2件については、3月26日付で知事あてに送付し、4月18日付で許可書が交付されております。 農地法第5条許可申請1件については、3月26日付で知事あてに送付し、4月18日付で許可書が交付されております。 非農地証明2件については、3月26日付で証明書を交付しております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、3月26日付で金沢市長あて回答しており、4月下旬に認可予定です。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。

	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページです。</p> <p>今回、小坂地区、辰巳地区、崎浦地区及び森本地区から各1件、合計4件の申請がありました。</p> <p>番号1、2は、伝燈寺町、上辰巳町の案件で、養蜂を目的として新規に就農を開始するため、賃貸借権、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>番号3は、館山町の案件で、生前贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号4は、岩出町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は田または畠であり、譲受人借受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、4件で、面積は合計4,673m²です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、大浦町の案件で、農家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の規模の一団の農地区域内にあることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、1件で、面積は合計97m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、菊知委員から調査結果をご報告願います。
菊知委員	4月21日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
川端副会長	ありがとうございました。
	続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。
事務局	地区担当委員の五坊委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。
川端副会長	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。

	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページから4ページです。</p> <p>今回、川北地区から1件の申請がありました。</p> <p>現地の状況につきましては、4月11日、事務局が現地調査を行い、申請地すべてにおいて、申請どおり耕作されていることを確認しております。</p> <p>また、地区担当委員の庄田委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p> <p>以上、1件で、面積は合計9,758.87m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。</p> <p>今回、薬師谷地区から2件の申請がありました。</p> <p>番号1は岩出町の案件で、農地転用許可を要しない2アル未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用し、既に農地ではない土地について申請があったものです。</p> <p>番号2は岩出町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>以上、2件で、面積は304.99m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18

	<p>条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 6 ページから 10 ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第 19 条第 3 項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>潟津地区から 1 件、川北地区から 1 件、川北地区及び森本地区から 1 件、合計 3 件の申し出がありました。</p> <p>契約期間が 10 年の賃借権設定の申し出について、新規設定が 2 件、再設定が 1 件ありました。</p> <p>以上、3 件で、面積は合計 47,983 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号 2 及び番号 3 につきましては借受人が、五坊委員が代表理事である法人となっている案件でございます。</p> <p>このため五坊委員は、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(五坊委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号 2 及び番号 3 については、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号のうち、番号2及び番号3に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>それではここで、五坊委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(五坊委員 着席)</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号1に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号1に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号のうち、番号1に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は11ページから20ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が2件で、面積は合計580m²、第5条</p>

	が 28 件で、面積は合計 16, 299. 39 m ² です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 21 ページから 22 ページです。 届出件数は 2 件、解約理由は契約内容の変更及び売買のため、面積は合計 7, 140 m ² です。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 23 ページから 26 ページです。 届出件数は 3 件で、面積は合計 14, 037. 39 m ² 、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 5 号 農地法制限除外の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 5 号 農地法制限除外の規定による届出について、

	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案書は、27 ページです。</p> <p>届出件数は1件で、面積は 5.99 m²です。2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用する場合の例外規定に基づくもので、すでに農作業用道路とされている農地に関して届出があったものです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
	<p>質問がないようですので、次に報告第6号 金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん活動報告について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第6号 金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん活動報告について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は、28 ページです。</p> <p>番号1は令和7年2月1日に、番号2は令和7年3月3日にそれぞれあっせんの申し出を受けたことにつきまして、それぞれ適正なあっせん活動を通じて農地法第3条の許可書が交付され、報告事項のとおり売買が成立したことを報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会長	川端副会長、どうもありがとうございました。

	<p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、1ページから4ページです。</p> <p>本件は、農業委員会法第37条等に基づき、毎年度、最適化活動の目標を設定のうえ、県知事への報告とともに公表する必要があります、お諮りするものです。</p> <p>2ページは、農業委員会の状況ですので、内容については議案書でのご確認をお願いいたします。</p> <p>3ページ及び4ページが農業委員会における最適化活動の目標となります。成果目標と活動目標があり、成果目標は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3項目があります。</p> <p>農地の集積に関しては、現在の農地集積率は55.5%で、令和8年度に80%にする目標としています。今年度の目標は、弾力的に設定できることから、昨年度実績並で30haとし、年度末における集積率を56.4%としてはどうかと考えております。</p> <p>次に、遊休農地の解消に関しては、現在、1号遊休農地が12.8haあり、その内訳は、緑区分が5.9ha、黄区分が6.9haとなっています。</p> <p>今年度の目標については、まず、令和3年度末時点での緑区分（草刈り等により直ちに耕作することが可能となる農地）の遊休農地2.4haを5年間で解消する必要があることから、5分の1の0.48haが解消目標面積となります。</p>

また、令和3年度末時点での黄区分（基盤整備等の実施により再生可能となる農地）の遊休農地 10.0ha については、解消に向け、県やJA、中間管理機構等団体と必要な情報交換等を行い、基盤整備事業等の進捗状況も踏まえ、解消に向けた工程表を策定したいと考えております。

そして、令和6年度に新たに発生した遊休農地 1.7ha については、今年度中に全て解消する必要があることから、これが解消目標面積となります。

4ページの、新規参入の促進ですが、現状については、記載のとおりです。

目標は、新規参入者への貸付等について所有者から同意を得て公表する農地面積を設定します。目標面積の基準となるのが、令和4年度から6年度の3か年における農地法と基盤法による権利移動面積で、このうち農地中間管理機構を通じたもの等を除いた平均面積の1割が目標面積となります。

3か年の平均面積が 30.5ha なので、目標面積は 3.05ha となります。

続いて、活動目標です。最適化活動を行う日数目標については、昨年度の実績を踏まえ、14日／月にしたいと考えております。

次に、活動強化月間の設定目標ですが、毎年、三月以上を設定する必要があり、今年度は、9月～11月に、グループごとのタブレット端末の活用による農地利用状況調査を、2月に、戸別訪問等による農地利用意向調査を集中して実施することを目標としたいと考えております。

最後に、新規参入相談会への参加目標です。

新規参入の促進のための相談会に委員1名以上が参加することを目標とするもので、市内で開催される各種相談会の中から参加しやすいものを選び、1回参加することを目標としたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひし

	ます。
会長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
小林副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
	ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおりに決定いたしました。 以上で、農政部門の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
会長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会長	それでは最後に、4月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。

	委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会といたします。